

岡山県過疎地域持続的発展方針 (素案)

令和 8 (2026) 年度～令和 12 (2030) 年度

令和 7 (2025) 年 6 月

岡 山 県

はじめに

1 趣旨

岡山県過疎地域持続的発展方針（以下「過疎方針」という。）は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第7条に基づき、本県過疎地域の持続的発展を図るために策定するものであり、岡山県過疎地域持続的発展計画（以下「過疎計画」という。）は、過疎方針を踏まえ、過疎地域の市町村が行う過疎対策事業と連携して、県が行う事業概要を定めるものである。

なお、よりわかりやすい内容となるよう、過疎方針と過疎計画を一体的に策定し、過疎方針へ統合する。

2 計画期間

令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月31日までの5か年間

目 次

I	基本的な事項	1
II	移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の育成	15
III	産業の振興	17
IV	情報化の推進	21
V	交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保	22
VI	生活環境の整備	23
VII	子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	25
VIII	医療の確保	27
IX	教育の振興	28
X	集落の整備	29
XI	地域文化の振興等	30
XII	再生可能エネルギーの利用の推進	31

別紙 岡山県過疎地域持続的発展計画

I	基本的な事項	32
II	移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の育成	33
III	産業の振興	36
IV	情報化の推進	42
V	交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保	43
VI	生活環境の整備	45
VII	子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	48
VIII	医療の確保	51
IX	教育の振興	52
X	集落の整備	53
XI	地域文化の振興等	54
XII	再生可能エネルギーの利用の推進	55

I 基本的な事項

1 過疎地域の現況と問題点

(1) 過疎地域市町村等の概要

法に基づいて公示されている過疎地域市町村は、法第2条によるものが14市町村、法第3条によるものが4市、法第42条によるものが1市であり、法附則第7条による特定市町村が1市となっている。

過疎地域	過疎市町村 (法第2条)	高梁市 新見市 備前市 真庭市 美作市 和気町 矢掛町 新庄村 鏡野町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町 吉備中央町
	過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (法第3条)	津山市 (旧加茂町、旧阿波村、旧勝北町、旧久米町の区域) 瀬戸内市 (旧牛窓町の区域) 赤磐市 (旧赤坂町、旧吉井町の区域) 浅口市 (旧寄島町の区域)
	過疎地域とみなされる市町村 (法第42条)	井原市
特定市町村	特定市町村の区域とみなされる区域を有する市町村 (法附則第7条)	岡山市 (旧建部町の区域)

本県の過疎地域（特定市町村を含む。以下同じ。）は、瀬戸内海沿岸に一部あるが、その大部分は、県中部の吉備高原から北部の中国山地にかけて広がっている。

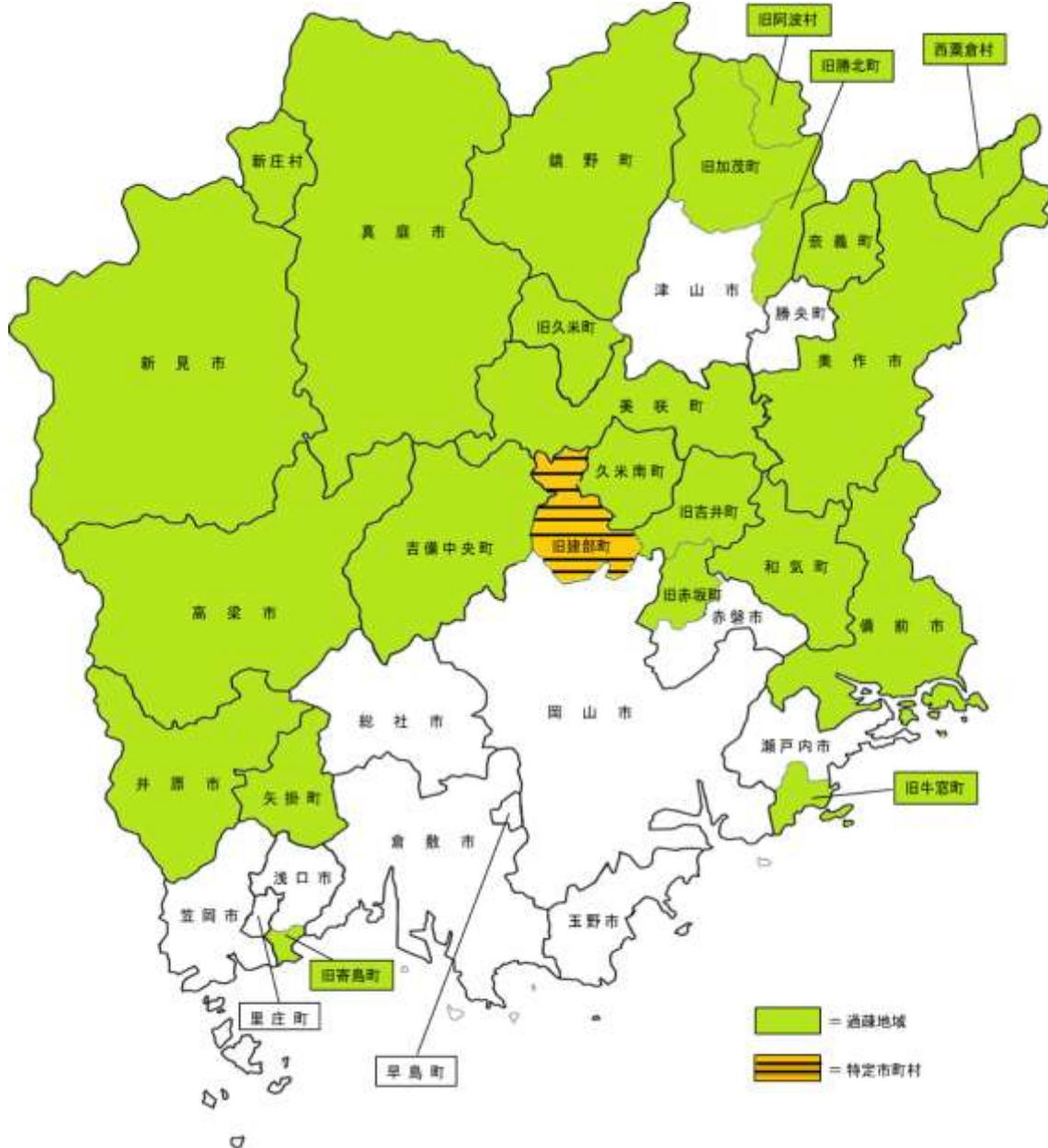
過疎地域が全県域に占める割合は、面積で71.7%、人口は16.5%である。

区 分	市町村数	面 積(k㎡)	人 口(人)	高齢化率(%)
全 県 域	27	7,114.33	1,888,432	29.5
過 疎 地 域 (特定市町村を含まない)	20 (19)	5,103.99 (5,014.25)	310,815 (305,589)	40.4 (40.3)
過 疎 地 域 の 割 合 (特定市町村を含まない)	74.1% (70.4%)	71.7% (70.5%)	16.5% (16.2%)	—

(令和2(2020)年国勢調査、農林業センサス)

岡山県過疎地域分布図

(令和7(2025)年4月1日現在)



(2) 人口

①人口の推移

本県の人口は、平成17(2005)年の約196万人をピークに減少し、令和2(2020)年の時点で約189万人となっているが、昭和55(1980)年と比べると0.9%多い。

一方、過疎地域は、令和2(2020)年の人口は約31万人であり、昭和55(1980)年と比べると32.7%の大幅な減少となっている。また、過疎地域の人口が全県域の人口に占める割合は、昭和55(1980)年に24.7%であったものが年々低下し、令和2(2020)年には16.5%となっている。

②年齢階層別人口の推移

ア 年少人口・生産年齢人口・若者人口の推移

0～14歳の年少人口は、昭和55(1980)年と令和2(2020)年を比較すると、全県域で減少(△194,902人、△45.9%)しているが、過疎地域では、昭和55(1980)年の90,273人が令和2(2020)年には31,031人と、より大幅な割合の減少(△59,242人、△65.6%)となっている。

また、生産年齢人口(15～64歳)は、全県域では、昭和55(1980)年の1,223,235人が令和2(2020)年には1,032,394人に減少(△190,841人、△15.6%)しており、過疎地域においては、昭和55(1980)年の295,887人が令和2(2020)年では152,713人と、さらに大幅な減少(△143,174人、△48.4%)となっている。

15～29歳の若者人口は、昭和55(1980)年から令和2(2020)年にかけて全県域で27.9%の減少、過疎地域では54.9%の減少となっている。

イ 高齢者の人口の推移

65歳以上の高齢者の人口は、全県域では、昭和55(1980)年の223,306人が令和2(2020)年には、557,991人に増加(+334,685人、+149.9%)している。過疎地域においても昭和55(1980)年の75,978人が令和2(2020)年には、125,630人と増加(+49,652人、+65.4%)している。

また、65歳以上の高齢化率をみると、昭和55(1980)年には、全県域で11.9%、過疎地域16.4%であった。しかし、令和2(2020)年ではそれぞれ29.5%、40.4%と上昇しており、過疎地域では約2.5人に1人が高齢者となっている。

○ 年齢階層別人口構成（単位：人）

区 分		総計 A	0歳～14歳 B	15歳～64歳 C	うち15歳～29歳 D	65歳以上 E	全人口に対する割合（％）			
							年少人口	若者人口	老年人口	
							B/A	D/A	E/A	
全 県 域	昭和40年		1,645,135	396,579	1,105,115	418,830	143,441	24.1	25.5	8.7
	昭和55年		1,871,023	424,254	1,223,235	361,163	223,306	22.7	19.3	11.9
	平成 7年		1,950,750	315,902	1,294,239	392,940	339,313	16.2	20.1	17.4
	令和 2年		1,888,432	229,352	1,032,394	260,454	557,991	12.1	13.8	29.5
	増 減 率 （％）	S40～R2	14.8	△ 42.2	△ 6.6	△ 37.8	289.0			
		S55～R2	0.9	△ 45.9	△ 15.6	△ 27.9	149.9			
		H7～R2	△ 3.2	△ 27.4	△ 20.2	△ 33.7	64.4			
過 疎 地 域	昭和40年		536,284	140,654	340,836	110,465	54,794	26.2	20.6	10.2
	昭和55年		462,140	90,273	295,887	75,748	75,978	19.5	16.4	16.4
	平成 7年		424,529	64,295	252,599	64,280	107,633	15.1	15.1	25.4
	令和 2年		310,815	31,031	152,713	34,132	125,630	10.0	11.0	40.4
	増 減 率 （％）	S40～R2	△ 42.0	△ 77.9	△ 55.2	△ 69.1	129.3			
		S55～R2	△ 32.7	△ 65.6	△ 48.4	△ 54.9	65.4			
		H7～R2	△ 26.8	△ 51.7	△ 39.5	△ 46.9	16.7			
過 疎 地 域 の 占 め る 割 合 （％）	昭和40年		32.6	35.5	30.8	26.4	38.2			
	昭和55年		24.7	21.3	24.2	21.0	34.0			
	平成 7年		21.8	20.4	19.5	16.4	31.7			
	令和 2年		16.5	13.5	14.8	13.1	22.5			

（国勢調査）

*年齢不詳者は、総計には含めるが年齢階層別には含めない。

（３）産業

①概要

過疎地域※における生産額の動向をみると、昭和41(1966)年から令和5(2023)年までの間に農業産出額は3.1倍（全県域2.0倍）、製造品出荷額等は17.9倍（全県域15.2倍）となっており、いずれも全県域の伸びを上回っている。一方、商店数は、昭和41(1966)年から令和3(2021)年までの間に0.4倍（全県域0.6倍）と全県域よりも減少率が高くなっている。

また、全県域に占める割合は、農業産出額が昭和41(1966)年の37.2%から令和5(2023)年には56.2%、製造品出荷額等が昭和41(1966)年の9.6%から令和5(2023)年には11.3%、商店数は、昭和41(1966)年の25.5%から令和3(2021)年には、16.5%となっている。

○ 産業の動向

区分	農 業 産 出 額 （千万円）				増加倍率 (倍) S41～R5
	昭和41年	昭和63年	平成18年	令和5年	
全県域	8,575	18,067	12,551	17,520	2.0
過疎地域	3,193	7,484	5,695	9,838	3.1
構成比 (%)	37.2	41.4	45.4	56.2	

(生産農業所得統計、市町村別農業産出額(推計))
※一部過疎地域・特定市町村は非過疎地域とみなす。

区分	製 造 品 出 荷 額 等 （百万円）				増加倍率 (倍) S41～R5
	昭和41年	昭和63年	平成20年	令和5年	
全県域	636,151	6,157,655	8,716,251	9,698,225	15.2
過疎地域	61,007	817,792	1,076,510	1,093,905	17.9
構成比 (%)	9.6	13.3	12.4	11.3	

(工業統計調査、経済構造実態調査)
※一部過疎地域・特定市町村は非過疎地域とみなす。
*従業者4人以上の事業所を対象。

区 分	商店数（単位：事業所）				増加倍率 (倍) S41～R3
	昭和41年	昭和63年	平成18年	令和3年	
全県域	32,505	32,748	24,302	19,505	0.6
過疎地域	8,281	6,973	4,907	3,215	0.4
構成比 (%)	25.5	21.3	20.2	16.5	

(商業統計調査、経済センサス活動調査)
※一部過疎地域・特定市町村は非過疎地域とみなす。

②就業人口

令和2(2020)年の就業人口は、昭和50(1975)年に比べ過疎地域では42.8%減少している。

産業別でみると、第一次産業の就業人口の減少が最も著しく、昭和50(1975)年に比べ78.1%減少している。

また、第二次産業については、昭和50(1975)年に比べ49.9%減少している。

第三次産業については、昭和50(1975)年に比べ、全県域では大幅に増加(+37.6%)しているのに対して、過疎地域においては、5.7%の減少となっている。

過疎地域の産業別就業人口の構成比をみると、昭和50(1975)年以降、第二

次産業及び第三次産業が第一次産業を上回っている。

○ 就業人口の推移（単位：人・％）

区分		昭和35年	昭和50年	平成2年	令和2年
全 県 域	総数	836,377	909,428	952,585	840,711
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0
	第一次産業	360,812	152,419	86,017	35,699
	構成比	43.1	16.8	9.0	4.3
	第二次産業	215,731	336,950	347,743	227,154
	構成比	25.8	37.0	36.5	27.0
	第三次産業	259,834	420,059	518,825	577,858
	構成比	31.1	46.2	54.5	68.7
過 疎 地 域	総数	309,561	256,585	230,385	146,818
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0
	第一次産業	188,596	77,117	44,099	16,917
	構成比	60.9	30.1	19.4	11.5
	第二次産業	52,277	89,076	90,388	44,666
	構成比	16.9	34.7	39.2	30.4
	第三次産業	68,688	90,392	95,898	85,235
	構成比	22.2	35.2	41.6	58.1

区分		増 減 率 (%)		
		昭和35年 ～令和2年	昭和50年 ～令和2年	平成2年 ～令和2年
全 県 域	総数	0.5	△ 7.6	△ 11.7
	第一次産業	△ 90.1	△ 76.6	△ 58.5
	第二次産業	5.3	△ 32.6	△ 34.7
	第三次産業	122.4	37.6	11.4
過 疎 地 域	総数	△ 52.6	△ 42.8	△ 36.3
	第一次産業	△ 91.0	△ 78.1	△ 61.6
	第二次産業	△ 14.6	△ 49.9	△ 50.6
	第三次産業	24.1	△ 5.7	△ 11.1

（国勢調査）

* 分類不能の産業は除く
* 構成比については、四捨五入の関係で合計と内訳の計が一致しない場合がある。

③農業の動向

本県における経営耕地面積が10 a 以上の農家戸数を昭和60(1985)年と令和2(2020)年で比較すると、全県域で58.3%の減少(△71,022戸)に対し、過疎地域では57.2%の減少(△34,489戸)となっている。販売農家の戸数については、全県域で69.0%の減少(△62,220戸)に対し、過疎地域では68.5%の減少(△31,653戸)となっている。

○ 農家戸数の推移 (単位：戸)

区分		昭和60年	令和2年	増減率 (%)	増 減
全 県 域	総数	121,757	50,735	△ 58.3	△ 71,022
	販売農家	90,157	27,937	△ 69.0	△ 62,220
	自給的農家	31,600	22,798	△ 27.9	△ 8,802
過 疎 地 域	総数	60,339	25,850	△ 57.2	△ 34,489
	販売農家	46,220	14,567	△ 68.5	△ 31,653
	自給的農家	14,119	11,283	△ 20.1	△ 2,836

(農林業センサス)

④事業所の動向

令和3(2021)年の過疎地域※の事業所数は、12,801事業所で、主な内訳は卸売業、小売業3,215事業所、製造業1,528事業所、建設業1,463事業所となっている。平成18(2006)年と令和3(2021)年との比較でみると、ほぼ全ての業種で減少している。

令和3(2021)年の過疎地域※の従業者数は、109,798人で平成18(2006)年と比較して14.6%減少している。

○ 事業所の動向（単位：事業所、人）

区分			総数	建設業	製造業	情報 通信業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	不動産 業、物品 賃貸業	宿泊業、 飲食サー ビス業	医療、 福祉	その他
事業 所数	全 県 域	平成18年	84,645	8,595	7,659	644	2,005	24,302	1,311	4,391	9,720	5,438	20,580
		令和3年	78,646	8,253	6,376	713	2,297	19,505	1,320	5,299	7,637	6,999	20,247
		増減率（%）	△ 7.1	△ 4.0	△ 16.8	10.7	14.6	△ 19.7	0.7	20.7	△ 21.4	28.7	△ 1.6
	過 疎 地 域	平成18年	17,131	2,113	1,985	60	447	4,907	172	501	1,544	942	4,460
		令和3年	12,801	1,463	1,528	47	437	3,215	138	453	1,061	970	3,489
		増減率（%）	△ 25.3	△ 30.8	△ 23.0	△ 21.7	△ 2.2	△ 34.5	△ 19.8	△ 9.6	△ 31.3	3.0	△ 21.8
	令和3年 過疎地域の割合（%）		16.3	17.7	24.0	6.6	19.0	16.5	10.5	8.5	13.9	13.9	17.2
従 業 者 数 （ 人）	全 県 域	平成18年	816,550	64,441	167,017	13,109	48,101	170,650	19,286	13,226	60,491	94,440	165,789
		令和3年	838,870	59,984	163,799	11,395	52,865	160,365	17,755	19,468	58,112	134,774	160,353
		増減率（%）	2.7	△ 6.9	△ 1.9	△ 13.1	9.9	△ 6.0	△ 7.9	47.2	△ 3.9	42.7	△ 3.3
	過 疎 地 域	平成18年	128,507	12,590	36,595	430	5,994	22,986	1,578	1,010	7,417	14,769	25,138
		令和3年	109,798	8,408	34,890	310	6,543	18,406	1,381	1,046	5,289	17,002	16,523
		増減率（%）	△ 14.6	△ 33.2	△ 4.7	△ 27.9	9.2	△ 19.9	△ 12.5	3.6	△ 28.7	15.1	△ 34.3
	令和3年 過疎地域の割合（%）		13.1	14.0	21.3	2.7	12.4	11.5	7.8	5.4	9.1	12.6	10.3

（事業所・企業統計調査、経済センサスー活動調査）

※一部過疎地域・特定市町村は非過疎地域とみなす。

*「公務（他に分類されるものを除く）」及び「分類不能の産業」は除く。

（４）生活環境

①買い物環境

令和2（2020）年の過疎地域※¹における食料品アクセス困難人口※²のうち、総人口に占める割合は32.8%となっており、全県域の30.4%を上回っている。

○ 食料品アクセス困難人口の状況

（単位：人、%）

区分	全県域			過疎地域		
	総人口	食料品アクセス 困難人口	構成比（%）	総人口	食料品アクセス 困難人口	構成比（%）
高齢者	557,991	169,882	30.4	108,739	35,664	32.8

（農林水産政策研究所食料品アクセスマップ）

※1 一部過疎地域・特定市町村は非過疎地域とみなす。

※2 食料品アクセス困難人口とは、店舗（注）まで直線距離で500m以上、かつ、65歳以上で自動車を利用できない人。

（注）店舗は、生鮮食料品小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー及びコンビニエンスストア、ドラッグストア。

②道路交通網

平成26(2014)年と令和6(2024)年との比較で、過疎地域※の市町村道の改良率は42.4%から43.1%に改善されたものの、全県域(46.4%)の水準には達していない。

○ 市町村道の整備状況（単位：％）

区 分	改良率		
	平成26年 (C)	令和6年 (D)	改善率 (D - C)
全県域 (A)	44.9	46.4	1.5
過疎地域 (B)	42.3	43.1	0.8
(A) - (B)	2.6	3.3	

（道路整備課調）

※一部過疎地域・特定市町村は非過疎地域とみなす。

③上・下水道施設

過疎地域※の令和4(2022)年度の水道普及率は96.9%、令和5(2023)年度の下水道普及率は62.2%で、それぞれ平成25(2013)年度、平成26(2014)年度に比べ改善されたものの、全県域に比べて整備が遅れている。

○ 上・下水道普及率（単位：％）

区分	水道普及率			下水道普及率		
	平成 25年度 (C)	令和 4年度 (D)	改善率 (D - C)	平成 26年度 (C)	令和 5年度 (D)	改善率 (D - C)
全県域 (A)	99.0	99.3	0.3	64.7	70.5	5.8
過疎地域 (B)	95.6	96.9	1.3	53.9	62.2	8.3
(A) - (B)	3.4	2.4		10.8	8.3	

（生活衛生課、都市計画課調）

※一部過疎地域・特定市町村は非過疎地域とみなす。

④医療

過疎地域における病床数は、令和 5 (2023) 年で3,083床であり、平成 27 (2015) 年に比べ16.3%減少している。

○ 病床数等の状況

区分	病床数			病院数		
	平成27年	令和5年	増減率 (%)	平成27年	令和5年	増減率 (%)
全県域	28,823	26,671	△ 7.5	164	159	△ 3.0
過疎地域	3,684	3,083	△ 16.3	37	34	△ 8.1

(医療推進課調)

⑤教育

令和 6 (2024) 年度の過疎地域※の小学校数は114校、中学校数は43校で、1校当たりの児童・生徒数はそれぞれ92人、128人であり、全県域と比較して小規模校が多くなっている。

また、過疎地域※の小学校の複式学級設置比率は11.0%と、全県域の3.0%に比べ高くなっている。

○ 小学校及び中学校の状況

区分	小 学 校						中 学 校			
	学校数 (校)	児童数 (人)	1校当たり児童数 (人)	学級数 (学級)	複式学級数 (学級)	複式学級設置比率 (%)	学校数 (校)	生徒数 (人)	1校当たり生徒数 (人)	学級数 (学級)
全県域	371	92,600	250	4,612	138	3.0	161	48,951	304	1,933
過疎地域	114	10,499	92	807	89	11.0	43	5,489	128	273
構成比 (%)	30.7	11.3		17.5	64.5		26.7	11.2		14.1

(令和 6 (2024) 年度学校基本調査)

※一部過疎地域・特定市町村は非過疎地域とみなす。

(5) これまでの過疎対策の成果

これまで、過疎方針(令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度)等に基づき、「安心して暮らし続けることができる地域」を実現するため、「多様な主体が支え合う仕組みづくり」、「安心して暮らせる生活基盤づくり」、「暮らしを支える地域経済の振興」に取り組んできた結果、生き活き拠点の形成や地域おこし協力隊など多様な主体と連携した持続可能な地域づくり、移住・定住の促進、地域の生活を支える道づくり等、過疎地域の持続的発展に一定の成果が表れている。

(6) 過疎地域における主な課題等

過疎地域では、急速な人口減少、高齢化が進行しており、地域の持続可能性を高めるためには、着実な移住・定住対策や少子化対策などにより、人口減少を緩和させ、地域活動の担い手不足の解消などを図る必要がある。

①産業における課題

人口減少による国内市場の縮小や農地の荒廃による生産活動の低下等が懸念されている。過疎地域にあっても、地域の特性を生かしながら、生産性の向上や国内外での販路拡大、経営感覚に優れた担い手の育成を通じて所得増大を図り、農林水産業を将来にわたり成長し続ける、魅力ある産業とすることが必要である。

また、若者が地域に還流・定着し、結婚・妊娠・出産・子育てを安心して行うためには、安定した雇用や収入など地域経済の振興が必要である。

過疎地域の中小企業・小規模事業者は、経営者の高齢化や後継者不在により廃業が増えることが懸念されており、地域の暮らしを支えるための地域産業の振興や地域資源を生かした取組を推進する必要がある。

②生活環境における課題

人口減少や高齢化の進行により、買い物や移動の手段など日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難となる地域が増えている。

このため、事業者だけでなく、地域運営組織など多様な主体と連携し、買い物支援や地域公共交通の維持・確保を図るとともに、災害への対応能力の向上にも取り組む必要がある。

また、野生鳥獣の生息環境の変化は、農林水産被害にとどまらず地域住民の生活を脅かす状況になっており、対応する必要がある。

③集落機能における課題

人口減少や高齢化の進行により、集落機能の低下や生活面での不安が増大し、地域社会の活力が失われつつある。今後、生活サービス産業の撤退や住民組織の担い手不足がさらに進行するおそれがある。

また、進学や就職による若い世代の地域外への流出に加え、地域住民の交流の機会が減少し、地域のつながりや都市部との交流にも影響が生じており、価値観や働き方の多様化を踏まえ、地域づくりを支える人材を確保する必要がある。

④保健・医療・福祉サービスにおける課題

医師の地域偏在の是正や、慢性的な介護の人手不足の解消は進んでいない

状況にある。人口減少と高齢化が同時に進行する中であっても、保健・医療・福祉が連携を取りながら、質の高いサービスを地域において切れ目なく提供するための体制を確立する必要がある。

2 過疎地域の持続的発展のための基本的な方向

(1) 「安心して暮らし続けることができる地域」の実現

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有しており、地域の持続的な発展は、地域住民はもとより県民全体にとっても非常に重要である。

また、大規模地震の発生リスクや、コロナ禍を契機としたテレワークの普及等に伴い地方移住の機運が高まるなど、より快適な生活空間として見直される動きがあるものの、人口減少や高齢化の進行により、住民組織の担い手不足や生活サービス産業の撤退などが進み、集落機能の低下や生活面での不安が増大し、地域社会の活力が失われつつある。

このため、地域の潜在力を生かしながら、人づくり・組織づくり、生活基盤づくり、地域経済の振興に一体的に取り組むことにより、地域に暮らす人々の将来に対する不安解消を図り、持続可能な地域の形成を目指すこととし、「安心して暮らし続けることができる地域」の実現を過疎地域の持続的発展のための基本的な方向とする。

(2) 過疎地域の持続的発展のための重点事項

「安心して暮らし続けることができる地域」の実現に向けて、以下の3つの重点事項を設定し、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的に推進することとする。

①多様な主体が支え合う仕組みづくり

過疎地域において、生活や暮らしを守るため、集落機能の維持・強化に向け、地域で暮らす人々が中心となって、地域課題の解決に向けた取組が行える組織づくりや、将来にわたり地域で活躍する人材の育成及び確保に取り組む。

②安心して暮らせる生活基盤づくり

過疎地域で暮らす人々の安全・安心な生活を守るため、必要な道路整備の推進や医療提供体制等の整備など生活基盤づくりに取り組む。

③暮らしを支える地域経済の振興

過疎地域で暮らす人々の生活や地域活動を支えるため、地域資源を生かした取組の促進など経済基盤づくりに取り組む。

3 目標

過疎地域の持続的発展のための基本的な方向に示す「安心して暮らし続けることができる地域」の実現に向け、次の目標を設定する。

(1) 社会増減数の転入超過

過疎地域を含む県内全域の社会増減数（外国人を含む）について、令和10(2028)年度に転入超過を目指す。

(2) 多様な主体が支え合う仕組みづくり

過疎地域において、生活や暮らしを守るため、集落機能の維持・強化に向け、地域で暮らす人々が中心となって、地域課題の解決に向けた取組が行える組織づくりや、将来にわたり地域で活躍する人材の育成及び確保に取り組む。

指 標	目 標 値
地域づくりの活動計画等を策定している地域運営組織（RMO）の数	131組織（令和10(2028)年度）

(3) 安心して暮らせる生活基盤づくり

過疎地域で暮らす人々の安全・安心な生活を守るため、必要な道路整備の推進や医療提供体制等の整備など生活基盤づくりに取り組む。

指 標	目 標 値
道路のすれ違いが困難な箇所や見通しの悪い箇所の改善数	550箇所（令和10(2028)年度）

(4) 暮らしを支える地域経済の振興

過疎地域で暮らす人々の生活や地域活動を支えるため、地域資源を生かした取組の促進など経済基盤づくりに取り組む。

指 標	目 標 値
認定農業者の法人数	513法人（令和10(2028)年度）

※数値について

第4次晴れの国おかやま生き生きプランの改訂または新たなプランの策定等により、上記に掲げる指標に相当する「生き生き指標」の目標年次や目標値等が変更となった場合は、本計画の数値を読み替えるものとする。

4 計画の達成状況の評価

毎年度、第4次晴れの国おかやま生き生きプラン（新たなプランが策定された場合は、当該プラン）と一体的に効果検証を行う。

5 市町村間の広域連携及び県の役割

市町村間の広域連携については、一定の圏域人口を確保し、活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏として、倉敷市を中心市とした7市3町による高梁川流域連携中枢都市圏、また、広島県福山市を中心市とした7市2町（笠岡市や井原市が参加）による備後圏域連携中枢都市圏、岡山市を中心市とした8市5町による岡山連携中枢都市圏が形成されている。

また、圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏として、備前市を中心市（周辺市：兵庫県赤穂市、兵庫県上郡町）とした東備西播定住自立圏、津山市を中心市とした1市5町による津山圏域定住自立圏が形成されている。

人口減少が進む中、連携中枢都市圏や定住自立圏をはじめとした市町村間の広域連携等により、産業振興、交通・情報通信、水道・下水道等の生活サービス、福祉・医療、教育などの様々な分野の課題解決が図られ、過疎対策において一定の効果を上げており、過疎地域の持続的発展のための対策に当たっては、地域の実情に応じた広域連携等の手法の選択により、「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン」をはじめとする各分野での広域的計画との整合性を保ちながら、住民福祉の向上と地域の振興を図っていく。

一方、県は、この方針に掲げる基本的な方向に沿って、地域の実情や課題の把握に努め、市町村に対して必要な支援を行うとともに、多くの市町村が抱える共通課題の解決のための施策の推進や市町村間の連携促進など県全体の広域行政としての役割を発揮する。併せて、市町村やNPO、企業等の多様な主体と連携し、過疎地域の振興施策を総合的かつ計画的に実施する。

Ⅱ 移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の育成

【方 針】

地域の将来像を見据えて地域住民が互いに支え合う仕組みづくりを推進するとともに、価値観や働き方の多様化を踏まえ、地域づくりの担い手確保にもつながるよう、特に、若者と女性をターゲットにプロモーション展開を強化しており、県を挙げて移住・定住の促進に向けた取組を強化する。

また、様々な形で地域と継続的に関わりを持つ関係人口については、将来的な移住者の増加にもつながることから、国等の動向を踏まえながら、その創出・拡大に取り組む。

さらに、県内外の新規学卒者など若者の還流と県内への定着に取り組む。また、地域で暮らす人々が中心となって、地域課題の解決に向けた取組が行えるよう、将来にわたり地域で活躍する人材の育成及び確保に取り組む。

【施 策】

1 移住・定住の促進

多様な主体と連携し、各種支援制度や本県の優位性等についてSNS等も活用しながら、地域づくりの担い手となり得る若者と女性をターゲットとした移住情報を発信するほか、デジタル技術を積極的に活用し、首都圏等における相談体制の強化を図るとともに、移住と仕事のワンストップ相談窓口を活用する。

また、移住希望者の要望に沿った住居を確保するため、空き家の情報提供を官民協働で支援するシステムの充実・強化を図るほか、若年層を中心とした人口流出防止にも効果を上げている優良な宅地等の供給に努める。

さらに、移住・定住への不安を取り除き、過疎地域への理解を深める取組を行い、過疎地域に暮らす誰もが安心して暮らし続けることができるよう、生活環境や新規就農を含めた就業環境等の向上を図る。

2 関係人口の創出・拡大及び都市住民との交流促進

地域課題の解決や将来的な移住につながるよう、地域との関わりを求めている人に対して適切な情報提供や相談対応ができる窓口を整備し、関係人口の創出を図る。

また、地域おこし協力隊、大学生、企業、NPO等多様な主体の関与のもと、地域での魅力の再発見や課題解決を図る取組を支援するとともに、地域外の都市住民などとの交流促進を図る。

3 若者等の人材の還流・定着

社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方ができるよう、学校・家庭・地域・企業・大学等が連携したキャリア教育を推進し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を図る。

また、若者等の地域への還流と定着に取り組むため、県内大学や経済団体などの関係機関との緊密な連携の下、県内企業の魅力発信を行うとともに、県外大学との関係強化を図り、新規学卒者などの I J U ターン就職を促進するとともに、おかやま就職応援センターにより県内外求職者の就職を支援し、県内企業の発展を担う人材の還流・定着を進める。

4 次代を担う人材の育成

持続可能な地域の形成には、次の世代を担う人材育成が不可欠であることから、N P O、企業等多様な主体と連携し、担い手の確保につながる研修会の開催や地域活動への支援を行うとともに、地域への愛着心醸成と地域貢献の意欲向上を図り、次代の過疎地域において活躍する人材を育成する。

Ⅲ 産業の振興

【方 針】

農林水産業については、儲かる産業としての農林水産業を確立するため、マーケティングを強化するとともに、岡山ブランドの拡充を図る。また、供給力の強化に向け、産地の規模拡大や生産性向上の取組、地域資源の活用などを進めるほか、新規就農者の確保・育成や力強い担い手の育成、農地の集積・集約化を推進するとともに、農作物等の鳥獣被害防止対策に取り組む。

商工業については、地域の持続的な発展を実現するため、特色ある地域産業の振興や地域資源を生かした取組を進める。

観光については、多様な主体と連携し、地域の魅力を国内外に情報発信するとともに、戦略的な観光プロモーションを展開し、県内各地で滞在型・周遊型観光プランや体験型メニューの造成・提供等を行うことにより、再訪したくなる魅力的な観光地づくりを進める。

【施 策】

1 農林水産業の振興

（１）次代を担う力強い担い手の確保・育成

新規就農者の確保・育成、認定農業者や集落営農組織の規模拡大や法人化に取り組むとともに、企業の農業参入を支援するなど、多様な担い手を育成する。併せて、意欲と能力のある優れた林業や漁業の人材育成を推進する。

（２）県産農林水産物の振興

県産農林水産物の販売力を高めるため、マーケットインの視点に立った商品づくりや、消費地、購買層などターゲットを絞った売込みを強化する。

また、生産性の高い農業を推進するため、農業団体等と連携し、先端技術を活用したスマート農業の実証などに取り組み、最適な技術体系を確立するとともに、必要な新技術の普及により、農業の超省力化や高品質生産等の実現を図る。なお、過疎地域は、その８割が林野であることから施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入による収益性の向上や担い手である林業事業体の育成・経営強化により森林整備等を推進し、林業生産活動の活性化を図る。また、本県水産業は、漁場環境の変化、水産資源の減少、水産物の消費低迷など様々な問題を抱えていることから、漁場環境の改善や栽培・資源管理型漁業の推進、県産水産物のマーケティングの

強化などにより、水産業の振興に取り組む。

さらに、特産物や農家民宿、直売所などの地域資源や施設の活用を促進するとともに、地域の農林水産物の消費拡大や生産者と消費者との交流による農山漁村の振興を図る。

(3) 農林水産業を支える生産基盤の整備と長寿命化対策

生産基盤について、地域が目指す農林水産業に最適となる整備を進めるとともに、将来にわたり適切に機能が発揮されるよう、施設の状況を的確に把握しながら、計画的に長寿命化対策を推進し、農林水産業の持続的発展を図る。

(4) 農作物等の鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農林水産被害の防止を図るため、市町村や専門家等と連携し、防護対策と捕獲対策、狩猟の担い手の確保・育成や捕獲獣の利活用対策などを総合的に推進する。

2 商工業の振興

(1) 地域産業の活性化

地域に活力をもたらす新ビジネスの創出や、新規創業が活発に行われるよう、地域課題解決型ビジネス等の発掘・育成やインキュベーション機能の強化を図るとともに、支援機関等と連携し、製品開発、販路開拓、資金調達などがしやすい環境を整備することにより、大学発ベンチャーやスタートアップ等の事業化を支援する。

また、繊維や耐火物、ステンレス加工、バイオマス・CLT関連など、特色ある地域産業が持続的に発展できるよう、産地のブランド化や新たな技術開発、人材育成などに取り組む県内企業等を支援する。

さらに、地域の中小企業・小規模事業者の持続的な成長・発展の実現に向け、支援機関等との連携により円滑な事業承継を推進するとともに、県融資制度の機動的な運用により、資金繰りを支援する。

こうした地域産業の活性化に資する社会資本整備を進めるとともに、その利活用の促進を図る。

(2) 地域資源を生かした取組の促進

地域内で雇用と所得を持続的に生み出すことができるよう、地域資源を活用した新たな特産品の開発やブランド化、地域と企業のマッチング、エネルギー循環システムの活用や新産業の創出等、地域の自立に向けた取組

を支援する。

また、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を創出し、地域の事業の維持・拡大を推進する特定地域づくり事業協同組合制度について、関係機関と連携し、その活用に向けた取組を支援する。

(3) 商業の振興

過疎地域は商業の集積が希薄であり、住民はライフスタイルの変化に応じ地域外の商業施設を多く利用する傾向にあるため、地元での消費は減少傾向にある。

そこで、地域住民の消費生活の利便性を向上させるため、それぞれの地域の特性を生かした商店や商店街の魅力向上を促進するなど、商業機能の拡充・強化に努めるとともに、地域への大きな集客力が期待できる観光産業などとの連携を図る。

3 雇用の創出

過疎地域における雇用の場の確保や定住の促進等につなげるため、企業誘致に取り組むとともに、サテライトオフィス開設の支援等を行う。

また、過疎地域の経済と雇用を支え、災害時等にも重要な役割を果たす建設産業の担い手の確保と定着についても支援する。

高齢者の就業意欲の向上や企業とのマッチング支援に取り組むとともに、シルバー人材センター等の周知等により、多様な就業機会の確保を図る。

4 多様で柔軟な働き方の推進

企業等が働き方改革に適切に対応できるよう、先進事例の横展開を図るとともに、従来の枠組みにとらわれることなく、半農半Xといった副業・兼業に加え、テレワークやワーケーションといった多様で柔軟な働き方を推進する。

5 観光の振興

地域の豊かな自然や優れた景観、地域発祥の文化コンテンツなど魅力ある観光資源をさらに磨き上げ、農家民宿等のグリーンツーリズムの推進や体験型コンテンツの造成・提供など交流人口の創出・拡大に取り組む。

また、多様な主体と連携し、地域の魅力を国内外に情報発信するとともに、戦略的なプロモーションを展開する。

6 情報通信産業の振興

首都圏等に集中している本社機能の県内移転や、ＩＣＴ関連をはじめ成長分野の支店・サテライトオフィスの開設を支援し、雇用の場の確保等に取り組むとともに、産学官の連携により地域の情報通信産業の振興を図る。

IV 情報化の推進

【方 針】

情報ハイウェイに代表される県内に整備された I C T 基盤を活用し、医療、教育、地域づくり等、県民生活に身近な分野での情報化による連携・結合を深め、地域の発展を図る。

なお、デジタル化に当たっては、県民誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、インターネット等の利用可能性に関する格差や身体的・社会的条件の相違に伴う I C T の利用格差などデジタルデバイドの解消に向けて取り組む。

【施 策】

1 地域社会のデジタル化

光ファイバーの全国的な展開や 5 G ^{*1} サービスの開始、ローカル 5 G ^{*2} の導入等情報通信基盤の整備が大きく進展する中、産業分野（商工業、観光、農林水産業）や、暮らし分野（健康・医療・福祉、環境）等においても、デジタル技術やデータを活用することで、地域経済や県民生活を飛躍的に向上させることが可能となっており、それぞれの分野における庁内各部局の施策・取組等を通じ、地域社会のデジタル化を推進する。

また、デジタル化は地域の発展に非常に有効であることから、国や他県の動向を踏まえながら、地域住民がデジタル化の恩恵を受けられる環境づくりに取り組む。

*1 第5世代移動通信システム。超高速、超低遅延、多数同時接続の特徴を持つ、次世代の移動通信システム。

*2 通信事業者以外の企業や自治体等が、原則として自己の土地・建物内に構築した 5 G サービス。

2 通信体系の整備

過疎地域の情報発信機能の強化と情報伝達の迅速化は、防災、行政、産業振興、生活条件の向上等多様な分野で必要であり、情報通信基盤の整備促進を図る。

V 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための 交通手段の確保

【方 針】

県民に最も密着した社会資本である道路は、まちづくりや地域づくりをはじめ、社会、経済、文化活動の全てを支え、豊かな生活を実現する上で必要不可欠な基盤である。

このため、地域高規格道路をはじめとする地域間連絡道路の整備を推進するとともに、インターチェンジ、物流拠点などへのアクセス道路の整備、交通難所の改善、産業や日常生活を支える道路・橋梁の整備など、地域の実情に応じた道路整備を計画的、効率的に進める。

また、人口減少や高齢化が特に進行している過疎地域では、公共交通のない地域も存在しており、バス路線等の維持・確保や、生活交通の再編を行う。

【施 策】

1 地域の生活を支える道づくり

過疎地域の生活の中心となる拠点的地域の機能強化や、「おかやま元気！集落」をはじめとした集落機能の維持・強化に取り組む地域を支援するため、各施設の管理者と連携し、道路の利用状況に応じ、効果的・効率的に整備するとともに、地域産業を支える道づくりを推進する。

2 地域公共交通ネットワークの活性化

国、市町村、事業者等と連携しながら、鉄道やバス、デマンド交通などに加え、自家用車による旅客運送等も含めた多様な輸送資源を活用して、地域の実情に応じた利便性の高い公共交通体系の構築を進めるとともに、県民の公共交通利用を促進し、地域公共交通ネットワークの活性化を図る。

VI 生活環境の整備

【方 針】

関係機関やNPO、企業等多様な主体と連携して、買い物などの生活ニーズに対応し、地域で安心して暮らし続けることができるよう生活サービス機能の維持に取り組むとともに、民間活力やデジタル技術の活用による地域課題の解決に取り組む。

また、過疎地域が生活や生産活動の場として活用されるよう住民生活に密着した施設の整備充実に努めるとともに、水資源のかん養など公益的な機能の維持を図る。

【施 策】

1 居住環境の整備

地域の実情に合わせ、上水道や簡易水道の拡張・統合等を促進し、普及率の向上に努めるとともに、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽の整備等生活排水対策を進める。また、ごみ・し尿処理施設と併せて、老朽化施設の更新、広域化等を図り、過疎地域における住民生活に対応した施設の整備充実に努める。

さらに、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の観点から地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、「岡山県空家等対策推進協議会」を活用し、保安上危険な空き家の除却のみでなく、さらなる利活用を推進する。

2 買い物等の生活環境づくり

食品や日用品を販売する生活店舗の運営、これら店舗等への送迎支援、高齢者の見守りや安否確認などの地域住民による自主的な取組が行われている。

また、企業等と連携した移動販売や給配食等も地域での広がりを見せている。

こうした取組に加え、関係機関やNPO、企業等多様な主体と連携して実施する移動販売や宅配などの日常生活の課題解決に向けた取組を支援するとともに、住民組織と企業等が連携して、生活機能を確保する仕組みづくりに取り組む。

3 災害に強い地域づくり

災害時、被害の拡大防止や人命保護を着実に行うことができるよう、自主

防災活動の充実強化や、地域住民が主体となった地区防災計画等の作成支援、地域の防災リーダー養成などに取り組むとともに、防災部門と福祉部門が連携し、高齢者や障害のある人など要配慮者に対する支援体制の充実を図る。

また、近年、激甚化・頻発化する豪雨に備えるため、緊急輸送道路などの道路ネットワークの整備、水害を防止するための河川改修や、治山・砂防施設等の整備、道路の落石防護柵等の設置、農業用ため池の改修や廃止など、防災施設の整備を推進する。また、大規模災害に備え、公共施設等の耐震化などを推進する。

さらに、住民が適切に避難できるよう、防災気象情報等の確実な提供や、関係機関が的確な防災対応を行うことができるよう、防災行政無線の強靱化や高度化、総合防災情報システムの改善など、防災情報基盤の充実強化を進める。

広域市町村圏を基本とした常備消防組織の充実に努め、消防施設や消防水利の整備を進め、消防防災へりを効果的に活用しながら的確な消防防災活動に取り組む。また、地域防災力の要である消防団の充実強化を目指し、女性・若手消防団員の確保等を図る。

4 農山漁村環境の保全

NPO、企業等の多様な主体と連携し、地域の豊かな自然や優れた景観を保全し、将来にわたって継承していく。

また、中山間地域等直接支払制度等を活用して農地の荒廃の発生を抑制するとともに、棚田を核とした地域の振興を図る。

Ⅶ 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

【方 針】

地域での支え合いの取組を支援するなど、過疎地域に暮らす人々が良質な保健・福祉サービスが受けられ、地域全体で、全ての人の自立と支え合い、安心をつくり出す地域共生社会の実現を目指す。

また、個人の自由な選択を尊重しながら、市町村や企業をはじめとする多様な主体と協働し、若い世代の出会い、結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境づくりを推進するとともに、誰もが安心して子育てできる環境の充実を図る。

【施 策】

1 出会い・結婚応援

個人の自由な選択を尊重しつつ、ウェブサイトやメディアなどの各種広報媒体を通じて出会い・結婚に関する情報を発信するほか、「おかやま結婚応援パスポート」の利用拡大を図る。

また、おかやま出会い・結婚サポートセンターを拠点とした結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」のさらなる利便性向上を図るほか、多様な出会いの機会の提供や結婚を応援する気運の醸成など、一人でも多くの若い世代の結婚の希望をかなえられるよう支援する。

2 子育て支援等の充実

子育て当事者の交流や相談の場である「地域子育て支援拠点」等の周知を図るとともに、支援者相互のネットワークづくりや、地域の子育て支援団体同士の相互理解・連携促進を進めることにより、地域の子育て支援力の向上を図り、子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支援する。

また、地域の実情やニーズに応じて市町村が実施するファミリー・サポート・センターや病児保育等の運営支援を行うとともに、研修により子育て支援を担う人材の確保・育成を図る。

さらに、放課後児童クラブの施設整備や運営を支援するほか、放課後児童支援員研修等により、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりに取り組む。

3 福祉サービスの質的向上

高齢者や障害のある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進や、地域生活支援拠点など障害福祉サービスの基盤整備等を進めるとともに、福祉・介護人材の安定的な確保を図り、その

定着を支援する。

また、身近な場所で高齢者が集う「通いの場」の拡充、高齢者と若い世代の交流や、相互支援の活動に取り組む老人クラブなどの活動を支援し、高齢者の生きがいづくりや社会参加活動を促進する。

さらに、地域住民一人ひとりが家庭を基盤として、学校・職場・地域等あらゆる生活の場で健康づくりを進める。

Ⅷ 医療の確保

【方 針】

過疎地域における医療を確保するため、医療機関の機能分化と連携を進めるとともに、良質な医療の提供に必要な施設や介護施設の整備、居宅等における医療提供体制の強化、医療従事者及び介護従事者の確保に向けた取組を進める。

【施 策】

1 地域における医療提供体制等の整備

医師・看護師等の地域偏在を是正するため、医師少数区域への地域卒卒業医師等の配置、大学に設置した寄附講座等を通じた総合的な診療能力を有する医師の育成、看護師等の離職防止のための職場定着対策や再就業の促進などに取り組む。

また、医療機会に恵まれないへき地の医療を確保するため、へき地診療所への医師派遣や無医地区等への巡回診療などを引き続き実施する。

さらに、県内のそれぞれの地域において安全で質の高い医療を受けられるよう、医療DXの推進に向けた取組を進める。

2 救急体制の整備

救急車で搬送される重症患者に対し、同乗する救急救命士等の応急的医療行為が適切に行われる体制（メディカルコントロール体制）を整備するとともに、迅速かつ効率的な搬送手段として位置付けられているドクターヘリを活用するなど救急医療体制の整備を進める。

Ⅸ 教育の振興

【方 針】

教育をめぐる社会情勢が変化する中で、子どもたちが自らの進路を切り拓く力を確実に身に付けさせるとともに、郷土岡山を愛し、より良い社会づくりに積極的に貢献する人間を育てるため、学校や家庭、地域と取組の方向を共有し、相互連携の下、施策を推進する。

【施 策】

1 教育環境・施設の整備

地域の実情に応じた教育施設及び教職員の確保やスクールバスの運行等通学（園）条件の改善により、教育環境・教育水準の維持向上に努める。

過疎地域の小規模校における効果的な合同授業や小中連携、高校での地域学の実践など、特色ある学校づくりの好事例を収集し、情報発信することで、学校活性化の取組を支援するとともに、ICTの活用により、学校規模や地理的要因にかかわらず、子どもたちが様々な体験や交流を通して、意欲的に学習に取り組める仕組みづくりを推進する。

また、子どもたちが、地域に誇りと愛着を持ち、地域課題を自ら解決しようという当事者意識や実践力を身に付けられるよう、発達段階に応じて専門的な知見・資源を有する大学等高等教育機関をはじめ、地域、企業、公益法人、NPOなど民間団体等と連携した教育活動を推進する。

さらに、自然、歴史・伝統、民俗・文化、人物など地域の特性に根差した学習を学校の教育活動全体を通じて行い、子どもたちが生まれ育った地域への理解を深めることにより、郷土愛の醸成を図る。

社会教育については、生涯学習センター、公民館、コミュニティセンターなどその活動の拠点となる施設の活用促進を図るとともに、県生涯学習センターや県立図書館とのネットワークにより地域住民への学習機会の提供を行う。

また、今後、生涯学習の重要性を一層認識し、地域はもちろんのこと日常生活圏における教育・文化・スポーツ・コミュニティ活動の拠点となる各種施設を地域の実情に応じて整備し、配置の適正化に努めるとともに、団体活動等に関する情報提供や県と市町村の連携強化を図り、諸施設の効果的な活用と学習活動の活性化に努める。

X 集落の整備

【方 針】

持続可能な過疎地域の形成には、地域において、防災や地域づくりなどの活動に積極的に参画している住民の関与が不可欠であることから、生き活き拠点の形成による生活サービス機能の集約化や、「おかやま元気！集落」により複数集落を連携させ、地域運営の広域化を図るとともに、NPO、企業等多様な主体と連携し、地域住民が互いに支え合う仕組みづくりを推進する。

【施 策】

1 集落機能の維持、確保等

(1) 生き活き拠点の形成促進

平成の市町村合併前の旧町村や中学校区など、一定のエリア内の拠点的地域において、行政窓口や郵便局、診療所、商店など日常生活に必要なサービス機能が集約され、周辺地域とのネットワークが確保された集落生活圏の維持を図る岡山県版小さな拠点である「生き活き拠点」の形成に向けた取組を支援する。

(2) 「おかやま元気！集落」の活動支援

小規模高齢化集落など、単独では集落機能の維持が困難な集落が含まれる地域において、小学校区、大字等の広域的な地域運営により、集落機能の維持・強化に取り組む地域を「おかやま元気！集落」として登録し、持続可能な過疎地域形成の原動力と位置付け、その取組を総合的に支援する。

(3) 地域運営組織の設立及び活動の支援

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織である地域運営組織が地域づくりの活動計画等を策定し、安定的な運営が図られるよう、その設立・再構築や今後の活動を支援する。

(4) 集落のあり方検討

人口減少や高齢化の進行により、地域活動の担い手が減少していることや、近年の自然災害の頻発・激甚化などの状況を踏まえ、将来に向けて、地域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、いわゆる通勤農業の考え方を含め、集住や集落移転等これからの集落のあり方について、幅広く検討する地域の主体的な取組を支援する。

XI 地域文化の振興等

【方 針】

芸術・文化は心を豊かにし、生きる喜びをもたらし、地域の魅力を創造し、豊かな地域づくりの礎になるものである。多彩な文化の交流や発展に取り組むとともに、文化の力を生かして、郷土に愛着と誇りを持ち、心豊かに生きることができる岡山を実現するため、おかやま文化振興ビジョンに基づき、多様な主体と協働しながら、文化振興の取組を展開する。

また、地域の歴史・文化等に根ざした芸能や施設等の保存、整備、活用に努める。

【施 策】

1 地域文化の振興等に係る連携の促進

文化施設は、住民の文化活動や文化交流の拠点となる。特に美術館、音楽ホールなど高度な機能を備えた施設については、市町村相互の連携や各種施設との地域間のネットワーク化により広域的利用を図る。

2 伝統文化の継承と発信

豊かな自然や優れた景観、文化財、日本遺産、伝統文化などの地域固有の文化資源等を適切に保存・継承し、地域のつながりを強めるとともに、それらの魅力発信を継続的に行う。

XII 再生可能エネルギーの利用の推進

【方 針】

地球温暖化の問題は世界的規模で深刻さを増しており、脱炭素社会の実現に向けて、県民、事業者、行政など各主体が一丸となって、積極的に温室効果ガス削減に取り組む必要があることから、住民参画のもと、地域の自然や資源を最大限に生かした再生可能エネルギーの導入や省エネルギーなど脱炭素化の取組を進め、地域の活性化や安心安全な暮らしにつなげる。

【施 策】

1 再生可能エネルギー等の導入促進

脱炭素に向けた地域づくりの取組を後押しするなど、地域の特性や資源を生かし、安全で安心な生活や環境に配慮した再生可能エネルギー等の導入を促進する。

別紙 岡山県過疎地域持続的発展計画

I 基本的な事項

1 市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助

過疎計画に掲げる事業の実施に当たっては、地域の実情や課題の把握に努め、市町村に対して必要な支援を行うとともに、多くの市町村が抱える共通課題の解決のための施策の推進や市町村間の連携促進など県全体の広域行政としての役割を発揮する。併せて、市町村や県民、NPO等の多様な主体と連携し、過疎地域の振興施策を総合的かつ計画的に実施する。

※該当する事業については、事業名の欄へ＊を記載している。

2 その他の事項

持続的発展のための基本方針、目標、計画の達成状況の評価については、過疎方針「I 基本的な事項」に記載し、計画期間については、「はじめに」に記載する。

Ⅱ 移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の育成

1 移住・定住の促進

事業名	事業内容
(1) 晴れの国おかやま移住・定住イメージアッププロモーション事業	県の移住相談窓口やイベントにおいても女性が増加しつつある時流を捉え、地域づくりの担い手となり得る若者・女性・ファミリー層を主なターゲットとした移住情報の発信に取り組む。
(2) 関西に進学した女子学生Uターン促進事業	Uターンの促進に係る課題等を協働して解決することを目的とした交流・研究の場を企画し、関西に進学した女子学生の将来のライフデザインを描くきっかけづくりや、卒業後のUターンを促進し、社会減・自然減対策を一体的に加速させる。
(3) 首都圏の女性等を対象とした移住促進事業	女性向け専門誌等とタイアップし、女性先輩移住者によるブース出展等を行うイベントを開催する。
(4) 空き家等を活用した移住・定住促進事業 ＊	移住検討段階から移住・定住まで切れ目なく支援する「晴れの国ぐらし子育て応援パッケージ」を展開し、「子育て世帯に優しい&若者・女性が自分らしく輝く晴れの国ぐらし」のイメージアップにつなげることで、「ファミリー層（特に若い世帯や未就学の子どもがいる世帯）」の移住を促進し、社会減・自然減対策を一体的に加速化させる。
(5) 地域おこし協力隊サポート事業 ＊	地域おこし協力隊の募集・受入支援や、市町村担当者及び隊員卒業生も含めた連携・交流会等の実施、隊員の処遇改善等を目的とした市町村への補助などにより、地域おこし協力隊の募集・受入及び任期中の活動を支援する。
(6) 吉備高原都市住区分譲加速化パートナーシップ事業	ハウスメーカー等と連携し、民間の営業網等を活用した情報発信や都市の魅力づくりを通じて吉備高原都市住区分譲を促進するとともに、地方への移住に関心が高まっている首都圏等に向けた効果的な情報発信を行う。

2 関係人口の創出・拡大及び都市住民との交流促進

事業名	事業内容
(1) 「ヒトとつながるミニフェア」の開催事業	情報収集段階層のみならず、将来の移住が期待される関係人口層に向け、移住相談をはじめ、地域の担い手（先輩移住者等）との交流や地域の魅力を紹介するマルシェをとっとり・おかやま新橋館で開催する。

(2) 地域経済基盤づくり支援事業 *	市町村が多様な主体と連携し、計画的な事業展開を図り、地域の特性や資源を生かした産業の振興や都市との交流・定住の促進などの地域経済の循環に向けた取組を支援する。
(3) 地域に飛び出せ大学生！おかやま元気！集落研究・交流事業	「おかやま元気！集落」が抱える人口減少や高齢化等を原因とした課題について、大学が集落と協働して現状把握や分析を行い、課題解決のための実践的な手法の検討・実施に取り組む場合に、その調査・研究活動を支援する。
(4) 持続可能な中山間地域等形成事業	県民局が生き生きプランの地域別構想を踏まえ、多様な主体と連携し、地域人材の育成や関係人口創出等を実施する。

3 若者等の人材の還流・定着

事業名	事業内容
(1) おかやまインターンシップ魅力発信強化事業	県内企業の魅力発信として、インターンシップ実施企業と学生のマッチング支援、オンライン中継を活用したWeb交流会、就活サポーターによる魅力発信、県外支店やオンラインで実施するインターンシップ情報の発信を行う。
(2) 中小企業就職促進奨学金返還支援事業	従業員への奨学金返還支援制度を設け、県と共に県内就職の促進に取り組む中小企業に対し、当該企業の負担額の一部を助成する。新たに、返還支援の対象者を県内大学等卒業者にも拡大する。
(3) 東京23区からの I J U ターン就職支援事業	県内企業の求人を掲載したマッチングサイトを運営するとともに、東京23区からの移住者へ移住支援金を助成する。東京圏の大学生の就職活動費や、新たに要件を満たすUターン就職者への移転費の一部を支給する市町村を支援する。
(4) 合同就職面接会、合同企業説明会の開催	大学コンソーシアム岡山や経済団体と連携して、合同企業説明会を対面とオンラインで開催し、県内外の学生等の就職活動や県内企業の人材確保を支援する。
(5) おかやま就職応援センターによる就職支援	専門職員による無料職業紹介を実施し、県内企業の人材確保を支援する。また、県外の転職希望者を対象にデジタルマーケティングを活用した情報提供を行うとともに、県内外の大学生等への就職相談等を通じて、I J U ターン就職を促進する。
(6) 学生のキャリアデザイン講座	これから社会に出る学生が仕事と家庭等について考え、自らのキャリアデザインを明確に描けるように、県内事業所で活躍する女性との交流会を実施する。

(7) 女性活躍推進員の配置・地域啓発事業	県内全域で女性活躍の気運を醸成するため、女性活躍推進員を配置し、アウトリーチ活動として出前講座の実施等を市町村等に働きかけ、地域での取組を支援する。
-----------------------	--

4 次代を担う人材の育成

事業名	事業内容
(1) ボランティア・NPO人材育成交流事業	地域のボランティア・NPOのリーダーやスタッフ等を対象とした研修会の開催などにより、人材の育成を図る。
(2) おかやま高校生地域未来創造事業	高校生が地域に入り、地域の現状などを様々な活動を通じて体感し、地域の人とともに課題について考え、解決に取り組むなど、実体験をもって地域を正しく理解し、地域への愛着心醸成と地域貢献の意欲向上を図ることを目的とした教育活動を推進する。
(3) 離島交流事業	離島地域の島民が県内の子供たちと交流することで、島の魅力の再発見など、視野の拡大や島に対する誇りと愛着心の向上を図るとともに、子供たちが島を訪れることをきっかけに交流人口が拡大することで、さらなる離島地域の賑わいの創出を図る。
(4) 地域づくりリーダー育成講座運営事業	地域づくりに取り組む次世代の担い手を育成するとともに、多様な分野において地域づくりに取り組む者同士のネットワークの構築等を図ることを目的に、地域づくりリーダー育成講座を開催する。

Ⅲ 産業の振興

1 農林水産業の振興

事業名	事業内容
(1) 「地域のお宝」発見・発信支援事業	地域の農林水産物を活用した特色ある新商品の開発、販路拡大を支援し、6次産業化の取組拡大を図る。
(2) 農林漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	地域において農林漁業者と食品事業者、流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して取り組む6次産業化を支援する。
(3) DXを活用した6次化商品販売力強化事業	流通対策等を課題とする意欲ある6次産業化事業者を対象に、デジタル技術を生かした販路拡大等を支援する。
(4) 農地中間管理事業	担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構が行う事業（農地の借受け・貸付け、売買等）を支援する。
(5) 機構集積協力金交付事業	農地中間管理機構を通じた農地集積・集約化に協力する地域に対して支援し、担い手への農地集積・集約化を促進する。
(6) 就農促進トータルサポート事業 *	意欲ある新規就農者等を確保・育成するため、就農研修等を総合的に実施し、早期経営確立を支援する。
(7) 水田農業総合支援事業 *	水田農業の生産力を強化するため、スマート農業機器等の省力かつ効率的な農業経営や規模拡大につながる機械・施設の導入を支援する。
(8) おかやま型みどりの食料システム戦略実践・推進事業 *	「おかやま有機無農薬農産物」やみどりの食料システム法に基づく「環境負荷低減事業活動」などの取組の一層の拡大に向け、生産拡大から販売促進まで総合的な支援を行う。
(9) 白桃産地次代創造事業 *	栽培管理の省力化による経営規模の拡大や新規就農者の確保・育成による産地の拡大、気候変動対策による収量・品質の向上等を推進することにより、高品質な桃の安定供給体制を確立し、さらなる供給力強化を図る。
(10) 岡山ぶどうの産地強靱化事業 *	国内・海外ともに順調な販売が続いていることなどから、市場関係者からはさらなる供給力の強化が求められている。 このため、産地の規模拡大や強靱化対策を加速化するとともに、主要品種の優良苗木の生産体制を整備するなど、「攻めの農林水産業」を推進し、「儲かる農業」を実現する。

(11) 推し！のおかやま園芸産地育成事業 *	水田フル活用による新たな園芸産地の育成や既存産地の規模拡大等を推進するとともに、流通環境の整備や種苗供給安定対策等を総合的に講じることで、野菜、花き等の園芸作物の生産振興と供給力の加速化を図る。
(12) 冬も春も！「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業 *	東京市場から出荷量の増大を求められていることから、栽培面積の拡大や高度な栽培技術を有する生産者の育成等に努め、供給力の強化を加速化することで、年間を通じて多彩で高品質なくだものが提供できる「くだもの王国おかやま」のブランド価値の確立を図る。
(13) 岡山米需要拡大支援事業	売れる米づくりを推進するとともに、特色ある岡山米の生産振興及び新たな需要の創出に向けたPR活動等の支援により、岡山米の需要拡大を図る。
(14) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	畜産農家をはじめとする地域の関係者が連携し、地域で策定する畜産クラスター計画に位置付けられた中心的経営体が行う畜舎等の施設整備に対して支援する。
(15) 肉用牛生産条件特別整備事業	肉用牛の農家集団等が増頭のために行う飼養管理施設機械等の整備に対して支援する。
(16) 畜産環境整備支援事業	畜産農家の集団等に対し、堆肥化を要する施設設置や資材購入等の費用に対して支援し、良質堆肥の生産を推進する。
(17) 畑地帯総合整備事業	農業用水の安定供給による生産量の増加や品質の向上のための畑地かんがい施設等の整備を行う。
(18) 基幹水利施設ストックマネジメント事業	国や県が整備したダム、頭首工、パイプラインなどの基幹的農業水利施設の安定的な機能確保とライフサイクルコストの低減を図るため、施設の機能診断に基づく予防保全に必要な補修や更新による対策を計画的に実施する。 ・勝英第五地区（美作市、奈義町）外11地区 農業水利施設修繕等
(19) 農地整備事業	効率的かつ安定的な経営体を育成するとともに、農業生産の区画整理を主体とした基盤整備事業を行う。 ・大佐布瀬地区（新見市） 区画整理 1 式
(20) 小規模土地改良事業 *	国庫補助事業対象外の小規模な基盤整備事業について補助する。
(21) 鳥獣被害防止総合対策交付金 *	有害鳥獣による農作物被害を防止するため、地域ぐるみによる効果的かつ効率的な侵入防止柵の整備等を支援するとともに、有害鳥獣の捕獲強化を図る。

(22) 中山間地域総合整備事業	中山間地域の活性化と国土・環境の保全を目的として、立地条件に沿った農業生産基盤、生活環境基盤等の整備を総合的に行う。
(23) 中山間地域農業農村総合整備事業	中山間地域において、農業者の所得向上、土地基盤の再編・整序化及び新たな就業機会等の創出等を図るため、農業生産基盤、生活環境基盤等の整備を総合的に行う。 ・真庭南部地区（真庭市）
(24) 集落基盤整備事業	集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備とその機能発揮に不可欠な集落基盤整備を一体的に実施する。
(25) 農山漁村振興交付金 *	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進する。
(26) 栽培漁業事業	瀬戸内海の水産資源の維持・増大を図るため、ガザミ等の種苗の育成、放流技術開発を行うとともに、栽培漁業推進体制の整備、資源管理の取組を推進する。
(27) 漁港整備事業	沿岸漁業の振興と水産業の持続的発展に資するため、漁港施設の整備を行う。 ・頭島漁港(備前市) ・穂浪漁港(備前市) ・朝日漁港(瀬戸内市の旧牛窓町) ・寄島漁港(浅口市の旧寄島町)
(28) おかやまの森林・林業を支える担い手対策事業 *	情報発信や市町村等と連携した林業への就業促進、林業就業者の育成を図る職場内研修や専門的な知識・技術を習得する研修の実施などへの支援により、森林を適正に管理するために必要な林業就業者の確保・育成及び林業事業体の強化を図る。
(29) 森林整備地域活動支援交付金	計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、森林経営計画の作成や森林境界の明確化等の地域活動の支援を行う。 ・森林経営計画作成促進 ・森林境界の明確化 ・森林経営計画作成 ・森林境界の明確化に向けた条件整備

2 商工業の振興

事業名	事業内容
(1) 総合的産業支援体制の整備等	新事業の創出（中小企業の経営革新）を促進するため、県内の産業支援機関との連携により、研究開発から商品開発、事業化、販路開拓に至るまでを一貫して支援する総合的産業支援体制を整備・充実する。
(2) 研究開発促進事業	国等の研究開発資金の獲得を目指す県内中小企業者を支援することにより、県内企業の技術革新を促進する。
(3) 中小企業金融対策	地場産業の振興を図る中小企業者に対し、小規模企業支援資金（一般、小口零細）、経営安定資金、経済変動対策資金など12資金の融資を行う。
(4) 中小企業等の人材確保支援	就職面接会の開催やおかやま就職応援センターによる求職者と県内企業のマッチングなどにより、県内中小企業等の人材確保を支援する。
(5) 伝統的工芸品産業の振興	首都圏アンテナショップでの展示販売や、県内での展示会の開催等により、県内の伝統的工芸品の販路開拓や普及啓発を図る。
(6) 県産品の販路拡大	郷土色豊かな地域の特産品や民・工芸品等の宣伝に努め、販売ルートの開拓を推進する。 ・首都圏アンテナショップにおける販売 ・見本市への出展、商談会の開催による販路開拓の支援
(7) 産業団地開発調査支援事業 *	市町村が産業団地開発等に向けて実施する適地調査事業等に対して補助する。
(8) 産業団地開発促進事業 *	市町村が新たな産業団地を開発するに当たり、関連して整備する道路、排水設備等の公共施設の整備等に係る事業に対し補助する。
(9) 産業団地開発支援事業 *	市町村が新たな産業団地を開発するに当たり、分譲用地整備経費の一部について貸付を行う。
(10) 空き家活用事業所開設支援事業 *	市町村と協働し、空き家等を活用した事業所等の新規開設を支援し、安心して暮らし続けることができる地域づくりを進める。
(11) 継業支援事業 *	商店等を営み後継者を求める小規模事業者と意欲ある譲受希望者との継業を支援し、地域の活力を維持することを目的とする市町村の取組を支援する。

(12) 地域課題解決型起業支援事業（中山間枠） ＊	地域課題の解決を目的として県内で起業等を行う者に対し、起業支援金の交付及び伴走支援を実施し、ビジネスプラン募集において、中山間地域枠を設け、起業支援金の交付及び伴走支援を実施する。
-------------------------------	--

3 雇用の創出

事業名	事業内容
(1) 企業誘致のための優遇制度	岡山県の立地環境をPRするとともに、各種優遇制度を活用して県内への企業立地を促進する。 ・新岡山県企業立地促進補助金 ・新岡山県物流施設誘致促進補助金 ・岡山県大型投資・拠点化促進補助金 ・岡山県本社機能移転促進補助金 ・岡山県支店等新規開設促進補助金
(2) 岡山県シルバー人材センター連合会補助金	シルバー人材センターの活性化、機能強化を推進する。
(3) 高年齢者生涯現役就業促進事業	高年齢者就業促進のためのセミナー、フォーラムを開催する。

4 多様で柔軟な働き方の推進

事業名	事業内容
(1) 働き方改革推進事業	仕事と家庭の両立支援、働き方改革に関する各種法制度などを紹介するガイドブックを作成し、機運の醸成を図る。
(2) 従業員の子育て支援応援事業	子育てと仕事の両立支援に取り組む企業をバックアップするため、従業員の子育て支援の取組を行う企業に対し、助成金を交付する。
(3) “男性育休が当たり前の社会へ” 男性育児休業取得等促進事業	企業に対して男性の育休取得期間に応じた奨励金を支給するとともに、奨励金支給の要件となるセミナーを実施し、男女がともに安心して子育てしながら働ける組織風土となるよう経営層や管理職等への意識啓発を行う。

5 観光の振興

事業名	事業内容
(1) 観光対策	観光基盤の整備を進めるほか、観光客誘致の宣伝活動や受入体制の整備を図り、観光振興による地域の活性化を促進する。

	・観光基盤整備の促進 観光資源の開発や観光基盤の整備並びに地域の事業に対する支援等 ・観光宣伝と誘客対策の強化 県内外における効果的な観光PRとあらゆる媒体を活用した観光情報の発信等 ・おもてなしの向上 温かいおもてなしの啓発活動やきめ細かな観光案内・情報提供の充実等
--	--

6 情報通信産業の振興

事業名	事業内容
(1) 本社機能の県内移転支援	東京圏等に集中している本社機能の県内移転を支援し、雇用の場の確保等に取り組むとともに、産学官の連携により地域の情報通信産業の振興を図る。(本社機能移転促進補助金)
(2) ICT関連企業の支店・サテライトオフィスの開設支援	ICT関連をはじめ成長分野の支店・サテライトオフィスの開設を支援し、雇用の場の確保等に取り組むとともに、産学官の連携により地域の情報通信産業の振興を図る。(支店等新規開設促進補助金)

IV 情報化の推進

1 地域社会のデジタル化

事業名	事業内容
(1) 岡山情報ハイウェイの活用	県内全域を8の字型に結んだ高速大容量の光ファイバー網である岡山情報ハイウェイの活用により、条件不利地域における情報通信格差を是正するとともに、市町村や民間団体に広く開放して、産業、教育、医療等の各分野での利活用を促進することにより、住民サービス向上や地域活性化を図る。
(2) 電子自治体推進協議会の運営 *	県と市町村で構成する岡山県電子自治体推進協議会を通じて、電子申請や施設予約、GIS（地理情報）等の住民向けシステムの共同利用の拡大を図るとともに、デジタルデバイドの解消に取り組む。

2 通信体系の整備

事業名	事業内容
(1) 情報通信網の整備	岡山情報ハイウェイの安定的な維持・運用に努めるとともに、通信設備の定期的な更新による高速化・強靱化に取り組む。

V 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための 交通手段の確保

1 地域の生活を支える道づくり

事業名	事業内容
(1) 国 道 (県管理分)	○改良 (国) 429号 (真庭市～美咲町) 幅員 6.0(7.5)m 延長 3,100m (国) 374号 (赤磐市～美作市) 幅員 7.0(10.5)m 延長 14,000m (国) 429号 (美作市) 幅員 6.0(10.25)m 延長 260m ○舗装 (国) 179号 (美作市・鏡野町) 延長 660m (国) 181号 (津山市の旧久米町) 延長 450m (国) 313号 (高梁市) 延長 500m (国) 482号 (美作市・鏡野町) 延長 400m (国) 486号 (矢掛町) 延長 300m
(2) 県 道	○改良 (主) 美星高山市線 (高梁市) 幅員 5.5(7.5)m 延長 1,240m (主) 備前牛窓線 (備前市) 幅員 6.5(10.75)m 延長 2,100m (主) 北房井倉哲西線 (新見市) 幅員 5.5(7.5)m 延長 200m (主) 高梁旭線 (吉備中央町) 幅員 5.0(6.0)m 延長 400m 外78路線 延長 50,293m ○舗装 (主) 岡山赤穂線 (和気町) 延長 1,100m
(3) 農 道	○農道新設 井原芳井2期地区 (井原市) 幅員 5.5～7.0m 延長 2,700m 備前東部2期地区 (和気町) 幅員 5.0～7.0m 延長 1,950m

	○農道保全 吉備高原２期（吉備中央町） 保全対策 １式 備中中部２期（高梁市） 保全対策 １式 蒜山（真庭市） 保全対策 １式 高梁備中西部（高梁市） 保全対策 １式 井原（井原市） 保全対策 １式 真庭吉備高原北部２期（真庭市） 保全対策 １式 矢掛備中西部（井原市・矢掛町） 保全対策 １式
（４）林 道 ＊	○森林基幹道改良（県営） 泉山線（鏡野町）、作備線（真庭市）、美作北線（津山市、鏡野町）、美作北２号線（鏡野町、真庭市）、作西１号線（真庭市） ○森林管理道等新設・改良・舗装（市町村営） 林業経営の合理化、森林の適正な管理及び山村の振興を図るため、市町村が行う林道の整備に対し補助する。

２ 地域公共交通ネットワークの活性化

事 業 名	事 業 内 容
（１）地域振興特定路線維持対策費 ＊	一定の公共性を有し、国庫補助路線に準ずる広域的・幹線的なバス路線を運行する乗合バス事業者等へ、運行費を補助する。
（２）地方バス路線運行維持対策費 ＊	広域的・幹線的なバス路線の運行や、それらの路線運行のために必要な車両を取得する乗合バス事業者へ、国と協調して補助する。
（３）離島航路維持対策費	離島航路の運航により欠損が生じている事業者に対し、国・市とともに、運航費を補助する。
（４）地域公共交通維持確保支援事業 ＊	市町村等が行う地域の実情を踏まえた交通手段の導入や公共交通の利便性向上の取組を支援する。
（５）公共交通デジタル化普及事業 ＊	市町村等が行うデジタル技術を活用した効率化や利便性向上の取組を支援する。

VI 生活環境の整備

1 居住環境の整備

事業名	事業内容
(1) 農業集落排水事業 ＊	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設及びこれに付帯する施設の整備又は改築に対して補助する。
(2) 岡山県浄化槽設置促進費補助 ＊	浄化槽設置者に対し補助事業を行っている市町村に対し、所要額の一部を補助する。
(3) 空き家等除却支援事業 ＊	保安上危険な空き家等について、市町村が行う以下の事業に係る経費の一部を補助する。 ・ 除却工事を行う所有者等を対象とした補助事業に係る経費 ・ 所有者等から寄付を受けた空き家等を自ら除却する経費 ・ 行政代執行、略式代執行に係る経費
(4) リノベで子育て！ 空き家改修補助事業 ＊	子育て世帯が居住するために行う空き家住宅の改修を支援する市町村に、費用の一部を補助する。

2 買い物等の生活環境づくり

事業名	事業内容
(1) 地域と企業の協働による生活機能確保モデル構築事業	民間企業と住民組織等が連携して、生活機能維持に必要なサービスのコストを削減し、他地域への展開も可能なビジネスモデルの構築に取り組む。
(2) 安心して暮らせる生活環境づくり支援事業 ＊	市町村が、住民や商工団体、企業、NPO等と協働して実施する日常生活の不安解消やデジタル技術活用による課題解決に向けた取組を支援する。

3 災害に強い地域づくり

事業名	事業内容
(1) 防災情報ネットワーク等の運用事業	国、県、市町村を結ぶ岡山県防災情報ネットワークの適切な運用管理や機能充実に努め、防災情報の速やかな共有を図るとともに、市町村防災行政無線の整備と的確な運用管理による地域住民への迅速、的確な防災情報の伝達を促進する。 また、各種の気象情報、雨量・水位・潮位等の観測情報及び市町村の避難情報等の防災情報について、インターネットやメール配信等を通じて県民への提供等を行う岡山県総合防災情報システムの利活用を進める。

(2) 岡山県防災まちづくり総合支援事業費補助金 *	市町村が実施する、自主防災組織の防災活動等に対する補助事業など、地域の防災力強化に資する事業に対して補助する。
(3) 岡山県孤立集落対策支援事業費補助金	災害発生時に孤立の可能性のある集落に自助での対応が難しい品目の備蓄を推進する市町村に対して補助する。
(4) 消防防災活動支援事業	(一財) 岡山県消防協会が行う消防職員及び消防団員の教養訓練事業等に対する補助や、若者や女性・学生が消防団の活動内容を正しく理解し興味を持てるよう P R 活動等を行う。
(5) 岡山県消防操法大会	消防団員によるポンプ車操法、小型ポンプ操法について県大会を開催する。
(6) 自主防災組織リーダー研修会事業	自主防災組織の指導的立場にある者に、高度の知識、技能を習得させ、自主防災組織活性化のために活躍できる人材を育成する。
(7) 防災ダム事業	洪水調節用ダムの改修を行う。 ・瀧の宮ダム (美作市)
(8) ため池等整備事業	老朽化したため池の改修を行う。 ・長谷池 (和気町) 外 3 地区
(9) 用排水施設整備事業	築造後の状況変化による機能障害が生じている水路等の用排水施設の補強を行う。 ・楮原地区 (鏡野町)
(10) 地すべり対策事業 (農林)	地すべりを防止する排水施設、抑止杭等を設置する。 ・津山市東部 3 期地区 (津山市の旧勝北町) 外 1 地区
(11) 砂防事業	砂防指定地において、砂防えん堤、溪流保全工事等を施工する。 ・下田土谷川 (吉備中央町) 外 48 か所
(12) 地すべり対策事業 (土木)	地すべり防止区域において、排水ボーリング等対策工事を施工する。 ・小角地区 (高梁市) 外 7 地区
(13) 急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域において、擁壁等対策工事を施工する。 ・岩屋地区 (津山市の旧久米町) 外 6 地区
(14) 高潮対策事業	高潮等による災害を防除するために海岸保全施設を新設又は改良する。 ・東備港海岸日生地区 (備前市) 、牛窓港海岸牛窓地区 (瀬戸内市の旧牛窓町)

(15) ツキノワグマ被害 防止対策事業 *	県内におけるツキノワグマの出没件数は高止まりの傾向にあり、人の生活圏への出没が顕著となっており、地域住民の精神的被害だけでなく、人身被害発生のおそれも高まっていることから、県民の安全・安心の確保を第一とした被害防止対策を実施する。 ・ 特定鳥獣専門指導員の配置 ・ 有害捕獲に必要な資機材の貸与 ・ 地域住民への注意喚起、不要果樹の伐採指導 等
---------------------------	---

4 農山漁村環境の保全

事業名	事業内容
(1) 景観形成推進事業	景観法・景観条例に基づいて地域特性を生かした景観づくりを進める。
(2) 中山間地域等直接 支払交付金 *	中山間地域における多面的機能の維持・増進を図るため、荒廃農地の発生を防止するとともに、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進する観点から、集落協定等に基づき5年間以上継続して農業生産活動を行う農業者等に対して直接支払交付金を交付する。
(3) 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業	高齢化や人口減少等により人材不足が振興する中山間地域において、限られた人材で農業生産活動や地域の共同活動が継続できるよう、複数集落の連携や非農家等の参画のもと形成される農村RMOが実践する広域的な取り組みを支援する。
(4) 農山漁村魅力向上・発信事業	農山漁村地域において、地域を牽引していく人材を育成するとともに、特産品の開発や農家民宿への施設整備、情報発信等を総合的に支援し、地域の所得向上と雇用の確保を図り、地域の活性化につなげる。

VII 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

1 出会い・結婚応援

事業名	事業内容
(1) 官民連携結婚応援イニシアチブ事業	恋活や婚活に関する事業を実施している民間事業者等と連携を図り、それぞれの強みを生かした取組を展開するとともに、若年世代をターゲットにした情報発信や、恋活・婚活イベントの実施等により、結婚等の気運の醸成を図る。
(2) 結婚新生活支援パワーアップ事業 *	結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用の補助を行う市町村に対して、経費の一部を支援する。
(3) おかやま出会い・結婚サポートセンター事業	結婚を希望する方に多様な出会いの機会を提供する。
(4) おかやま結婚応援・気運醸成プロジェクト事業	企業や他県との連携や、地域資源を活用したイベント等により、出会いの機会の提供や結婚に向けた気運の醸成を図る。また、多様な媒体を活用して「おかやま縁むすびネット」の会員加入促進及び結婚気運の醸成に向けた効果的な周知・広報を行う。
(5) 結婚応援パスポート事業	新婚夫婦や結婚を希望するカップルが、協賛店舗に提示することで特典を受けられる「おかやま結婚応援パスポート」をアプリで運用するとともに、利用促進イベントを実施する。

2 子育て支援等の充実

事業名	事業内容
(1) 子ども・子育て支援新制度の推進事業 *	市町村が子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する事業を支援するとともに、保育や子育てを支援する人材の確保と育成に取り組む。
(2) 放課後児童クラブのさらなる充実 *	交付金等を活用し、クラブの運営や施設整備の支援を行うとともに、放課後児童支援員等を対象とした研修を実施し、人材の確保と質の向上を図る。
(3) 保育施設整備事業 *	保育所等整備交付金等を活用し、市町村が行う保育所や認定こども園等の整備を支援する。
(4) 親子（母親）クラブの育成 *	児童健全育成のための地域組織である「親子（母親）クラブ」の育成を図る。
(5) 児童厚生施設の活	小型児童館等、地域で児童健全育成活動の拠点施設となる

動の支援事業 *	児童厚生施設の活動を支援する。
(6) 第3子以降保育料無償化事業 *	第3子以降の保育料の無償化又は軽減を行うことにより、3人以上を扶養する多子世帯を支援する。
(7) おかやママ安心サポート事業	医療、母子保健、福祉等の関係者が協働し、保健医療の諸課題の改善に取り組み、妊娠・出産、子育てを「オールおかやま」で支える仕組みを整備することにより、安心して産み育てられる魅力ある地域づくりを進める。
(8) 少子化対策に挑戦する市町村バックアップ事業 *	各地域の実情に応じたオーダーメイド型での効果的な少子化対策を推進するため、国の少子化対策地域評価ツールを活用して、市町村の現状分析から課題の把握、対策の検討、事業実施まで、2年間にわたり人的、財政的に伴走支援を行う。(3クールで実施)

3 福祉サービスの質的向上

事業名	事業内容
(1) 地域包括ケア体制推進総合支援事業	地域包括支援センターの機能強化のため、職員資質の向上に取り組むとともに、介護予防・日常生活支援総合事業などが効果的に推進されるよう市町村職員等への研修を実施する。 また、地域包括ケアの普及啓発などに取り組むほか、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた事業を実施する市町村を支援する。
(2) 老人福祉施設等整備事業 *	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム等の計画的な整備を進める。
(3) 認知症高齢者支援、高齢者虐待防止推進等	認知症の早期診断・早期対応、認知症に対する県民の正しい理解の促進、認知症介護従事者の資質向上等を図る。 また、高齢者虐待防止を推進するため、市町村等職員、介護施設従事者等の資質向上等を図るとともに、市民後見人養成研修を行うなど、市町村の権利擁護の取組を支援する。
(4) 第3次健康おかやま21の推進	全ての県民が生きる喜びを感じられる長寿社会の実現のため、健康寿命の延伸に向けた各種事業を展開するほか、食事や運動、喫煙など生活習慣の改善のための普及啓発を図る。
(5) 高齢者相互支援推進・啓発事業	岡山県老人クラブ連合会が行う、「高齢者相互支援活動(介護や家事等の援助活動)」のリーダーの養成等事業者、他の会員及び地域高齢者への「高齢者相互支援活動」啓発・普及事業に対して助成を行うことで、社会とのつながりを保ち、自分らしく生きる元気な高齢者が要援護高齢者を支える

	社会システムの実現を図る。
(6) 老人クラブ活動等 社会活動促進事業	単位老人クラブや市町村老人クラブ連合会及び市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業に助成している市町村を支援し、老人クラブ組織の充実強化を図るとともに、健康に関する知識等の普及・啓発を行う。 各地域での健康づくり事業を推進するため、岡山県老人クラブ連合会が行う広域的健康づくり事業等の支援を行う。
(7) 老人クラブ活動助 成事業	高齢者福祉の現状認識と福祉に対する意識の高揚、さらに老人クラブの活性化を目的として、岡山県老人クラブ連合会が実施する優良老人クラブ等表彰及び県老連だよりの発行等の事業を支援する。
(8) 障害福祉サービス の基盤整備	市町村による地域生活支援拠点の整備・運営を支援するため、優良事例を紹介する研修会を開催するとともに、現状や課題等の把握、共有などの支援を行う。
(9) 保育・介護等一体 的まちづくり推進モデル 事業 *	保育や介護等に係る資源（施設、人材等）の一体的な活用に向けて研究・検討に取り組む市町村に対し、人的、財政的に伴走支援する。

Ⅷ 医療の確保

1 地域における医療提供体制等の整備

事業名	事業内容
(1) 病院・診療所の整備	医療施設等施設整備費補助金等による、へき地医療拠点病院及びへき地診療所の施設及び設備の整備を促進する。
(2) 巡回診療	へき地医療拠点病院により無医地区等に対する巡回診療を実施する。 また、離島においては、巡回診療船の運航により医療の確保を図る。
(3) 医師確保	自治医科大学卒業医師や地域卒卒業医師を、へき地等に配置するとともに、へき地医療拠点病院によるへき地診療所等への医師派遣事業の充実に努める。
(4) 産科医等育成・確保支援	地域の産科医等に対し、分娩手当を支給することにより、処遇改善を通じて産科医等の確保に努めるとともに、臨床研修修了後の専門的研修において産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図る。
(5) 医療DXの推進	県内のそれぞれの地域において安全で質の高い医療を受けられるよう、オンライン資格確認システムや電子処方箋システムによる医療機関間の情報連携、オンライン診療等の導入に向けた理解促進等の取組を進める。

2 救急体制の整備

事業名	事業内容
(1) 救急医療体制の整備	二次医療圏単位で小児救急医療体制の確保が困難な地域を対象に、広域（複数の二次医療圏）で休日及び夜間の小児救急患者を受け入れる体制を整備するとともに、ドクターヘリの活用等により、救急患者の広域搬送体制を確保する。

Ⅸ 教育の振興

1 教育環境・施設の整備

事業名	事業内容
(1) へき地教育の振興	小学校において、変則複式学級や単複くり返し学級の解消に努め、中学校においては、複式学級を解消するとともに、免許外教科担任による指導の解消に努める。
(2) 県立学校のＩＣＴ基盤の整備	県立学校において１人１台端末やＩＣＴを効果的に活用した学習活動を展開するために、学校ＩＣＴ環境の整備や維持管理を行う。
(3) 教員のＩＣＴ活用指導力の充実	総合教育センターにおいて、情報活用能力向上の研修を実施するなどし、教員のＩＣＴ活用指導力の向上を図る。
(4) 岡山県公立図書館ネットワークの基盤整備	県域の図書館協力の基盤として、岡山県図書館横断検索システムや岡山県図書館間相互貸借システムの安定的な維持を図る。
(5) 「ぱるネット岡山」の充実・活用促進	生涯学習ポータルサイト「ぱるネット岡山」が生涯学習に関する総合的なデータベースとして、県全域においてより有効に活用されるよう、情報の収集と発信を行うことにより、学習機会を提供する。

X 集落の整備

1 集落機能の維持、確保等

事業名	事業内容
(1) 中山間地域協働支援センター事業 *	「おかやま元気！集落」等の取組支援や人材育成、NPO、民間企業、大学等の多様な主体の参加促進等の役割を担う「岡山県中山間地域協働支援センター」を運営する。
(2) おかやま地域づくり支援員配置事業 *	備中県民局及び美作県民局におかやま地域づくり支援員を配置し、「おかやま元気！集落」の活動や、地域活性化に取り組む地域おこし協力隊の定着を支援することで、集落機能の維持・強化を図る。
(3) 地域運営組織体制整備推進事業 *	地域の課題解決を担う地域運営組織が持続的に活動を行うことができるよう、地域運営組織に関するサポートデスクを設け、市町村の体制整備及び地域運営組織の設立、再構築等を支援するとともに、市町村の地域運営組織支援体制調査を実施する。
(4) おかやま元気！集落活動促進支援事業 *	単独での集落機能の維持が困難な小規模高齢化集落等が含まれる地域において、小学校区、大字等の単位での地域運営への移行等を進め、集落機能の維持・強化を図るとともに、「おかやま元気！集落」登録地域の活動を支援することで、集落の自立を促進する。
(5) 集落再編支援事業 *	将来に向けて地域住民の安全で安心な暮らしを確保していくため、市町村が地域住民の意向を聞きながら行う集住・集落移転の検討を進めるための取組を支援する。
(6) 生き活き拠点づくり促進事業 *	人口減少が進行する地域にあっても、安心して暮らし続けていくことができるように、生活サービス機能を一定エリア内の拠点に集め、周辺集落や中心都市と公共交通ネットワークで結ぶことで、必要な機能の確保・維持を図る岡山県版の小さな拠点である「生き活き拠点」の形成を支援する。

XI 地域文化の振興等

1 地域文化の振興等に係る連携の促進

事業名	事業内容
(1) おかやま県民文化祭の開催	県民が文化に親しみ、交流する場として、また、文化活動の発表の場として「県民総参加型」の文化の祭典を開催する。 ・これがOKAYAMA！プログラム ・文化がまちにある！プログラム ・岡山県文学選奨、岡山県美術展覧会 ・共催事業、参加事業等

2 伝統文化の継承と発信

事業名	事業内容
(1) 中国四国ブロック民俗芸能大会	中国、四国の民俗芸能を公開して、その保存振興に役立てるため、出演団体へ派遣補助を行う。（中国四国9県持ち回りで開催）
(2) おかやま民俗芸能フェスティバル	主に県内に伝わる民俗芸能の公開を通じて、その保存振興及び後継者育成を図るため、子どもを中心とした民俗芸能団体による発表大会を開催する。

XII 再生可能エネルギーの利用の推進

1 再生可能エネルギー等の導入促進

事業名	事業内容
(1) 家庭の省・創・蓄エネ設備・EV導入支援事業	家庭における再エネ導入や省エネ対策等を促進し家庭部門のCO ₂ 削減を図るため、省・創・蓄エネ効果の高い機器・設備、EV等を導入する県民への補助を行う市町村を支援する。
(2) おかやま再生可能エネルギー導入・活用支援事業 *	市町村による再生可能エネルギーの活用を核とした脱炭素への地域づくりの取組を支援するため、セミナーの開催を通じた情報提供等を行う。